

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		特定給食施設における管理栄養士の必置又は適切な栄養管理を行う旨の勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		健康増進法（平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号）
条 項		第 23 条 1 項
所 管 課		保健衛生局 保健所 健康支援課（電話：048-840-2214）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定 (理由：法令の定め以上に具体的な基準を定めることは困難であるため) 参考（法律抜粋） 法第 21 条第 1 項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同上第 3 項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告することができる。
	備 考	